

平成 28 年度 水道請負工事費積算要領

平成 28 年 8 月 1 日改訂

この要領は、札幌市水道局の水道工事を請負施行に付する場合における工事の設計書に計上すべき当該工事の工事費の算定について、必要な事項を定めることにより、請負工事の予定価格の算定を適正にすることを目的とする。

別表第一及び別表第二は、札幌市「土木工事積算要領及び資料」及び「水道事業実務必携」に基づいた水道工事に関するものである。

〔別表第一〕

第 1 表 工種区分の工事内容

工 種 区 分		工 種 内 容
水道工事	(1)	水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による水道工事
	(2)	水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径推進工法による水道工事 ただし、開削工法は縦断図等に基づいて行う工事
	(4)	水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法による水道工事で水道工事(2)以外の工事
構造物工事（浄水場等）		水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 ポンプ場工事、浄水場工事及びこれに類する工事

備考 1：上記以外の工種については、「土木工事積算要領及び資料」による。

備考 2：水管橋で橋梁添架工事のみの場合は、河川道路構造物工事を適用する。

2 種以上の工種からなる工事については、「土木工事積算要領及び資料」の土木請負工事費積算要領（6. 間接工事費）により工種を選定すること。

第2表 共通仮設費率

工種区分	対象額	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下	20億円を超えるもの	備考	
	適用区分	下記の率とする	算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。			下記の率とする
			A	b		
水道工事(1)		12.85%	422.4	-0.2167	4.08%	下水道工事(1)
水道工事(2)		13.32	485.4	-0.2231	4.08	下水道工事(2)
水道工事(4)		13.32	485.4	-0.2231	4.08	厚生労働省積算基準
構造物工事(浄水場等)		7.64	13.5	-0.0353	6.34	厚生労働省積算基準

算定式 $Kr = A \cdot P^b$
 Kr : 共通仮設費 (%)
 P : 対象額 (円)
 $A \cdot b$: 変数値

注) Kr の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

第3表 現場管理費率

工種区分	純工事費	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下	20億円を超えるもの	備考	
	適用区分	下記の率とする	算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。			下記の率とする
			A	b		
水道工事(1)		33.46%	50.8	-0.259	29.17%	下水道工事(1)
水道工事(2)		36.91	213.5	-0.1089	20.73	下水道工事(2)
水道工事(4)		27.45	158.8	-0.1089	15.42	厚生労働省積算基準
構造物工事(浄水場等)		17.55	26.9	-0.0265	15.25	厚生労働省積算基準

算定式 $Jo = A \cdot Np^b$
 Jo : 現場管理費 (%)
 Np : 対象純工事費 (円)
 $A \cdot b$: 変数値

注) Jo の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

第4表 一般管理費等率

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	20.29%	算定式より算定された率	7.41%

算定式 $Gp = -4.63586 \times \log Cp + 51.34242$

Gp : 一般管理費等率
 Cp : 工事原価 (単位: 円)

注) Gp の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

〔別表第二〕

第 1 表 間接工事費等の項目別対象表

1-1. 工種区分：水道工事（1）、（2）、（4） 【凡例】○対象とする ×対象としない

間接工事費等			共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
対象額			対 象 額	直接工事費＋共通仮設費 ＝純工事費	純工事費＋現場管理費 ＝工事原価
項目					
局 支 給 材 料	A	一 般 材 料 【B・C以外の材料】	○ (1/2 対象)	○ (1/2 対象)	×
	B	そ の 他 材 料 〔備考2〕	×	○ (1/2 対象)	×
	C	メー夕関係材料 〔備考3〕	○	×	×
(業 者 調 達 材 料)	D	一 般 材 料 【E・F以外の材料】	○	○	○
	E	水 道 施 設 材 料 (第 2 表参照)	○ (1/2 対象)	○ (1/2 対象)	○
	F	そ の 他 材 料 〔備考4〕	×	○ (1/2 対象)	○
そ の 他			「土木工事積算要領及び資料（間接工事費等の項目別対象表）」を参照		

備考 1：本表は水道工事（1）、水道工事（2）、水道工事（4）に適用する。

備考 2：材料保管を要しない材料及び局が材料保管用地を提供する場合の材料。

備考 3：工種区分が「改修電気設備工事」及び「改修機械設備工事」の材料。

備考 4：水管橋等の工場製作材料。

なお、国庫補助事業対象工事は、全て厚生労働省基準（水道事業実務必携）に準じる。

1-2. 工種区分：構造物工事（浄水場等） ○対象とする ×対象としない

間接工事費等			共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
対象額			対 象 額	直接工事費＋共通仮設費 ＝純工事費	純工事費＋現場管理費 ＝工事原価
項目					
局 支 給 材 料	A	管 材 費 【B・C 外の材料】	○ (1/2 対象)	○ (1/2 対象)	×
	B	一 般 材 料 〔備考2〕	×	○ (1/2 対象)	×
	C	メー夕関係材料 〔備考3〕	○	×	×
(業 者 調 達 材 料)	D	一 般 材 料 【E・F以外の材料】	○	○	○
	E	管材費(水道施設材料) (第 2 表参照)	○ (1/2 対象)	○ (1/2 対象)	○
	F	桁 等 購 入 費 〔備考4〕	×	○ (1/2 対象)	○
そ の 他			「水道事業実務必携（間接工事費等の項目別対象表）」を参照		

備考 1：本表は構造物工事（浄水場等）に適用する。

備考 2：材料保管を要しない材料及び局が材料保管用地を提供する場合の材料。

備考 3：工種区分が「改修電気設備工事」及び「改修機械設備工事」の材料。

備考 4：水管橋等の工場製作材料。

なお、国庫補助事業対象工事は、全て厚生労働省基準（水道事業実務必携）に準じる。

第2表 水道施設材料

材 料 名 称	対 象 材 料
鑄鉄管	口径φ75mm以上の配水管材料及び付属設備材料 (水道水に接する材料) ※ただし、水道配水用ポリエチレン管を除く。
鋼管(SUS含む)	
接合材料	
割T字	
弁類	
消火栓類	
空気弁類	
その他	